

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

**奈良県人事委員会規則第三十二号**

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

109号給	4,500	6,300	7,300	10
110号給から112号給まで	4,500	6,300		11
113号給から116号給まで	4,600	6,400		11
117号給から120号給まで	4,700	6,500		11

別表第一中

9号給から112号給まで	4,500	6,300	7,300
3号給から116号給まで	4,600	6,400	7,300
7号給	4,700	6,500	7,300
8号給から120号給まで	4,700	6,500	

「153号給」を「157号給

」に改める。

109号給	4,500	6,600	7,300	10
110号給から112号給まで	4,500	6,600		11

別表第二中

113号給から116号給まで	4,600	6,700			を		11
117号給から120号給まで	4,700	6,800					11

9号給から112号給まで	4,500	6,600	7,300					
3号給から116号給まで	4,600	6,700	7,300					
7号給	4,700	6,800	7,300					
8号給から120号給まで	4,700	6,800						

「

141号給			
142号給から144号給			
145号給から153号給			

」

5,000	7,100						
まで 5,000		141号給から144号給まで	5,000	7,100			
		145号給	5,100	7,100			
まで 5,100		146号給から153号給まで	5,100				

を

「

に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。